

地方自治体の行うべき少子化対策¹

市町村別データを用いた出生率低下の要因分析

大阪大学 山内直人研究会

木村 有希

寺西 舞

柿元 佑子

花岡 大志

2005年12月

¹本稿は、2005年12月3日、4日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2005」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、山内直人教授（大阪大学）、杉原茂教授（大阪大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要旨

少子化問題が深刻化する中、厚生労働省より今年 10 月 18 日に公表された人口動態統計(速報)では、ついに今年 1 月から 8 月の合計死亡数が合計出生数を上回った。半年以上の単位で死亡数が出生数を上回るのは初めてのことである。わが国は人口減少の時代を間近に控え、日本政府は今、出生率回復に向け、これまで以上に効果的な少子化対策を行う必要に迫られている。

政府はこれまで様々な少子化対策を講じてきたが、いずれの政策においても、地方自治体は国の指針に従い、政策を進めてきた。しかし、2003 年の「児童福祉法」一部改正により、全ての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確に位置づけられ、全ての家庭に対する子育て支援を積極的に行う仕組みを整備するよう市町村に命ぜられた。また平成 2004 年には「次世代育成支援対策推進法」により、各地方公共団体は少子化対策のための行動計画を策定することを義務付けられた。このような動きから、これまでは国が主体となり行ってきた少子化対策を、地方自治体も主体となって行うことが必要な時代となってきたといえる。

本稿では、このように住民により近い存在である地方自治体への期待が高まる中、主体となり少子化対策を講じていく地方自治体の行うべき政策とはどのようなものなのかということの問題意識とし、最小二乗法(OLS)による回帰分析を行った。

分析の結果、女性賃金や住居費割合、待機児童率などは出生率に対して負の影響を与えた。一方、政策変数に関しては、トワイライトステイ事業は影響を及ぼさなかったものの、ショートステイ事業は出生率に対して正の影響を及ぼすということがわかった。

この分析結果から、本稿では、国または地方自治体が行うべき出生率回復のための政策として、1.ショートステイ事業の拡充、2.待機児童の解消に向けた政策、3.子育て世帯向け住宅政策、4.行政の広報活動の 4 項目に分けて政策提言を行う。

目次

はじめに

第1章 少子化の現状

- 第1節 出生率の低下と人口減少
- 第2節 少子化が社会に与える影響
- 第3節 これまでの政府の取り組み

第2章 先行研究と理論

- 第1節 先行研究
- 第2節 理論の紹介

第3章 実証分析

- 第1節 変数の選定とデータ出典
- 第2節 実証分析
- 第3節 分析結果と考察

第4章 政策提言

- 第1節 選択事業「ショートステイ」の拡充
- 第2節 待機児童の解消に向けた政策
- 第3節 子育て家庭を対象とした住宅政策
- 第4節 メールマガジンを利用した広報活動
- 第5節 むすび

参考文献・データ出典

はじめに

2004年の合計特殊出生率については過去最低の1.28台を記録した。わが国の年間出生数は1973年以降減少が続いており、合計特殊出生率については1971年の2.16から比べると2004年には4割減の1.28にまで低下している。さらに2007年には総人口が減少に転じると言われていることなど、我が国の人口動態はまさに転換期となっている。厚生労働省より今年10月18日に公表された人口動態統計（速報）では、ついに今年1月から8月の合計死亡数が合計出生数を上回った。半年以上の単位で死亡数が出生数を上回るのは初めてのことである。こうして、人口減少時代に予想よりも二年も早く突入すると危惧される。こうした人口減少は経済の停滞・縮小をもたらす、社会全体の活力にまで影響を与える。また年金や医療などの社会保障制度の破綻を導く可能性まで考えられる。

こうした中、政府は1989年の「1.57ショック」を受け、さまざまな少子化対策を講じてきた。1994年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）」を始めとし、続いて1999年にはさらに「少子化対策推進基本方針」やエンゼルプランの基本方針から具体的実施計画を策定した「新エンゼルプラン」、さらには、2002年に「少子化対策プラスワン」が、婚姻率の低下だけでなく、夫婦の出生力の低下という新たな現象を踏まえて策定された。

しかし、これらの対策にも関わらず出生率は依然と低下し続けていることから、それらが期待するほどの効果を挙げていないことは明らかである。

そこで、2003年に「児童福祉法」が一部改正された。これにより、全ての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確に位置づけられ、全ての家庭に対する子育て支援を積極的に行う仕組みを整備するよう市町村に命ぜられた。また同年に「次世代育成支援対策推進法」により、各地方自治体は少子化対策のための行動計画を策定することを義務付けられた。このような動きから、これまでは国が主体となり行ってきた少子化対策を、地方自治体も主体となって行うことが必要な時代となってきたといえる。

そこで本稿では、住民により近い存在である地方自治体への期待が高まる中、これからの地方自治体の少子化対策はどうあるべきかを問題意識とし、出生率に影響を与える要因を分析する。そして、分析結果から、今後地方自治体が行うべきより実効性のある政策を提言する。

本稿の構成は以下の通りである。

第一章では、いまだ歯止めのかからない少子化についての現状を述べると同時に、今後の予想される人口減少についても触れる。また少子化がもたらす経済的・社会的影響についても、労働力人口の減少と社会保障負担の増加の二つの観点から述べる。そして、この少子化の流れを受け、政府がこれまで行ってきた取り組みについて概観する。

第二章では、出生率低下の要因分析に関する先行研究について触れる。まず出生率低下の原因について経済的・社会的側面から実証的に分析している論文として、米谷（1995）を紹介する。次に市町村データを用いて地域間格差を示し分析を行っている先行研究として、田中（2001）を取り上げる。続いて、人々の出生行動についてミクロ経済学の視点から、夫婦は効用を最大化するように子供の質と量を考慮し子供の数を決定すると考えるBeckerの質・量モデルを紹介する。

第三章では、実際のデータを用いて実証分析を行う。本稿では、大阪府、京都府、兵庫県の市町村別データを用いた OLS 回帰分析を行い、理論に基づいて選定した変数に地方自治体の行う政策変数を加え、出生率に影響を与えている要因を探る。

第四章では、第三章の分析結果を受けて、少子化の流れに対し歯止めをかけるために、政府そして主にこれから大きな役割を担うであろうと期待される地方自治体がどのような少子化対策を行うべきかについて、1. 選択事業「ショートステイ」の拡充、2. 待機児童の解消に向けた政策、3. 子育て家庭を対象とした住宅政策、4. メールマガジンを利用した広報活動の4項目に分けて政策提言を行う。

第1章 少子化の現状

少子化問題の一例として、高齢者割合の増加や労働力人口の減少、社会保障負担の問題が挙げられる。そこで政府は少子化問題を打開するため、多くの取り組みを行ってきた。本章ではこのような少子化問題の現状について詳しく触れることにする。

第1節 出生率の低下と人口減少

2004年の合計特殊出生率は過去最低の1.28を記録した。これは国立社会保障・人口問題研究所が2002年に発表した、日本の将来推計人口の合計特殊出生率中位推計を既に下回っており、予想を上回るペースで日本の少子化が進んでいる。1年間に生まれてくる子供の数は1970年代前半には、およそ200万人であったが、近年では110万人程度まで減少している。これを合計特殊出生率に換算すると、1971年では2.16であったが2004年にはおよそ4割減の1.28にまで低下しているのである。(図1)この数値は長期的に人口を維持できる水準である、人口置換水準の2.07を大きく下回っている。具体的にこれまでの出生率低下の推移を見ていくと、我が国の合計特殊出生率は1947年には4.54であったが、1960年頃急速に低下したものの、60年代、70年代前半の高度経済成長期においては1966年の丙午(ひのえうま)を除いて、2.0前後で安定していた。しかしその後出生率の低下が進み、1989年の「1.57ショック」¹を経て、現在に至っている。そして、厚生労働省より2005年10月18日に公表された人口動態統計(速報)では、ついに今年1月から8月の合計死亡数が合計出生数を上回った。半年以上の長期にわたる単位で死亡数が出生数を上回るのは初めてのことである。(図2)人口減少時代に突入することが予想される。

第2節 少子化が社会に与える影響

少子化は経済的・社会的に大きな影響を与える。まず経済的影響として労働力人口の減少が挙げられる。我が国の労働力人口は2005年の6770万人をピークに減少し始め、2025年には6296万人にまで減少すると予測されている。また2025年には労働力人口のおよそ19.6%が60歳以上となる見通しで労働力の高齢化も進むと考えられる。(図3)我が国の実質GDP成長率は、仮に少子化が現状のまま推移すれば、2010年に1.8%、2025年には0.8%となると見込まれている。また少子化による社会的影響として、社会保障制度への影響が挙げられる。仮に社会保障制度が現在のまま維持されれば、現在78兆円の社会保障給付費は2025年には176兆円に増加すると推計されている。少子化の進行によって年金・医療・福祉などの社会保障を負担している若年者数が減少すると、現役世代の負担が増大し、勤労者一人当たりの可処分所得の低下にもつながる

¹ 1989年合計特殊出生率が、1.57まで落ち込んだ。これは、丙午のために出産の控えられた1966年の1.58をも下回り、社会に大きな衝撃を与えた。そのため、「1.57ショック」と呼ばれている。

と考えられる。そして一人当たり可処分所得の減少により、消費需要が減少し、我が国の経済にも悪影響を及ぼすのである。

第3節 これまでの政府の取り組み

政府は1989年の1.57ショックを受けて、本格的に子育て支援対策をスタートした。まず、同年「今後の子育て支援のための政策の基本的方向について（エンゼルプラン）」と、その一環として具体的に数値目標を設定した「緊急保育対策5ヵ年事業（1994年～1999年）」を策定した。この事業の内容は、保育所に低年齢児の受け入れを推進することや延長保育や一時保育を提案していることなどであり、保育の充実を目指している。引き続き1999年、「少子化対策基本方針」を採択し、それに基づき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を策定した。新エンゼルプランは、エンゼルプランの実績を踏まえて、更なる保育の充実を目指す数値目標が掲げられた。

2001年には、仕事と子育ての関係が見直され、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定された。それに基づき、政府は翌2002年、女性だけでなく男性を含めた働き方の見直しを掲げた「少子化対策プラスワン」を採択した。

そして2003年、子育て支援対策は新たな展開を迎えた。「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針について」が閣議決定され、「次世代育成支援対策推進法」が成立するに至った。政府は2003年を「次世代育成支援元年」と位置づけ、同法に基づく10年間の集中的な取り組みを進めようとしている。次世代育成支援対策は、(1) 男性を含めた働き方の見直し (2) 地域における子育て支援 (3) 社会保障における次世代支援 (4) 子どもの社会性の向上や自立の促進、の4つの柱に沿った対策を総合的・計画的に推進することになっており、とりわけ保育を中心としてきたそれ以前の子育て支援の枠を超えたものとなっている。また、2003年に「児童福祉法」が一部改正された。これにより、全ての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確に位置づけられ、全ての家庭に対する子育て支援を積極的に行う仕組みを整備するよう市町村に命ぜられている。

さらに、エンゼルプランと新エンゼルプランに続く5ヵ年事業として、2005年「子ども・子育て応援プラン（2005年～2009年）」が策定された。これまで国が主導となって子育て支援を行ってきたが、このプランは地方公共団体の計画とリンクさせた形で策定されていることが特徴である。各市町村が打ち出す「次世代育成支援に関する行動計画」を踏まえて目標を設定することで、全国の市町村における子育て支援を国が奨励する。

このように、政府の子育て支援対策は少子化が進む現在、着実に進められている。しかし、依然として出生率は低下を続けており、これからの子育て支援対策への期待は高まる一方である。

第2章 先行研究と理論

第1節 先行研究

これまでなされた先行研究として、出生率をテーマとした論文は数多く存在するが、出生率低下の要因を集計データを用いて分析した論文はその中ではあまり多くはない。

米谷（1995）は、集計データを用いた先行研究であり、Becker の理論に基づいて出生率低下の原因を経済的・社会的側面から実証分析している。具体的には、出生率に影響すると考えられる要因を①住居費要因、②教育費要因、③女性の賃金要因・高学歴化要因・第三次産業要因、④インフラ要因に分類し、それぞれが出生率にどう影響しているのかを70年・80年・92年の3時点で検証している。このうち、概ね予想通りの結果が得られた92年の分析結果より以下のことが明らかにされた。第一に、女性賃金の上昇は、出生率を低下させるということ、第二に、住居費・教育費の上昇もまた、ともに出生率を低下させるということ、そして第三に、インフラ要因としての保育所の充実は出生率を上昇させるということである。また、3時点を比べることにより、最近になるほど経済的・社会的要素が出生率によりクリアに影響を与えていることも分かった。

市町村別データを用いて分析を行っている先行研究としては、田中（2001）がある。田中（2001）では、特に東京などの大都市圏では出生率の低下が顕著であることから、東京都と埼玉県からなる東京大都市圏において出生率がどのように地域的格差を示しているのかを分析している。その際、東京大都市圏の持つ特有の状況である、職住分離や女性のライフ・サイクルに従う人口移動などに注目し分析している。

我々は、これらの先行研究の結果を踏まえ、市町村別データを用いて出生率の要因を探る。市町村別データを用いた分析を行っている論文は極めて少ないが、これはデータ上の制約が原因であると考えられる。本稿では、都道府県ごとに市町村を基準として行われる全国消費実態調査に注目し、できるかぎりのデータを集め分析を行うことにした。

また、理論をもとにした説明変数の選択と分類については、米谷（1995）を参考にしたが、新たに変数を加える。すなわち、本稿では市町村が主体となって行っている子育て支援の行政サービスが出生率低下の歯止めに影響を与えているかを問題意識として挙げ、政策変数を取り入れる。更に、地域による違いを考慮する変数も加えた。

次節では、本稿で用いる理論を紹介する。

第2節 理論の紹介

人々の出生行動について、ミクロ経済学の視点から考える Becker の質・量モデルを本稿では取り上げる。出生力の経済理論では、子供を消費財に準じて取り扱っている。ふつうの消費財の需要が家計の所得と価格で決定されるのと同じく、各家計では所得と子供あたりの費用を考慮しながら、子供の需要を決定する。つまり、子供に対する需要については、家計の効用が子供とい

う「財」とその他の「財」によって構成され、この家計の効用最大化問題というミクロ的な問題に帰着させることができる。ここでいう、子供という「財」から得られる効用とは妻が子育てに費やす時間と市場財の投入量で決定される。具体的には子供という「財」から得られる効用とは子供の労働力としての価値、病気や老後の保障、消費財としての価値などがある。そこで、この問題に関する静学的モデルとして、Becker の質・量モデルを本稿では取り上げる。Becker の質・量モデルでは子供にかかるコストは、例えば出産費用などのように子供の量に関するコストと、教育費などの子供の質に関するコストに分類している。ただしこのモデルでは2つの前提条件を置く。1つ目はある時点で将来起こりうるすべての状況を考慮して、最も満足のいく生活計画を立てるということである。2つ目は家計は子供及びその他の市場財の消費から効用を得るが、両者の限界効用は逡減するということである。つまりは、効用関数の性質として、子供の数が増加するほど効用水準は増加するのだが、その増加の程度は逡減していくという前提である。この2つの前提条件を踏まえたうえで、次のような効用最大化問題を考える。

$$\text{Max} : U = U(n, Z)$$

$$\text{s.t.} : Y = P_c \times n + P_z \times Z$$

(n : 子供の数、 Z : 市場財の消費量、 Y : 家計所得、 P_c : 子供の価格、 P_z : 市場財の価格)

この効用最大化問題をラグランジュ未定乗数法で解く。

ラグランジュ関数 L を

$$L = U(n, Z) + \lambda(Y - P_c \times n - P_z \times Z)$$

と定義する。極大化の1階条件は

$$\frac{\partial L}{\partial n} = \frac{\partial U(n, Z)}{\partial n} - \lambda P_c = 0 \quad \dots \textcircled{1}$$

$$\frac{\partial L}{\partial Z} = \frac{\partial U(n, Z)}{\partial Z} - \lambda P_z = 0 \quad \dots \textcircled{2}$$

そこで①、②より

$$\frac{\partial U(n, Z)}{\partial n} - \lambda P_c = \frac{\partial U(n, Z)}{\partial Z} - \lambda P_z$$

従って次の③式が導かれる。

$$\frac{1}{P_c} \frac{\partial U(n, Z)}{\partial n} = \frac{1}{P_z} \frac{\partial U(n, Z)}{\partial Z} \quad \dots \textcircled{3}$$

ここから

$$\frac{P_c}{P_z} = \frac{\frac{\partial U(n, Z)}{\partial Z}}{\frac{\partial U(n, Z)}{\partial n}}$$

この式により $\frac{P_c}{P_z} = \frac{MU_n}{MU_z}$ が得られる。ただし、 MU_n, MU_z はそれぞれ子供の限界効用、子供

以外の財の限界効用を表している。ここから子供と子供以外の市場財の相対価格と、子供と子供以外の市場財の限界代替率が等しくなるように子供の数 n を決定する。これらのことから子供のマーシャル需要関数を導くと、

$$n = n(P_c, P_z, Y)$$

が導かれる。これにより、子供の数 n は子供一人にかかる費用、子供以外の財の価格、親の所得で決定される。本稿ではこのモデルを用いて子供の数 n がこれら3つの要素に関する変数にどう影響されているのかを実証分析していく。

第3章 実証分析

ここでは、出生率がどのような要因によって低下させられるのか、また、地方自治体の政策が出生率低下に歯止めをかけているのかを調べることを目的として、最小二乗法(OLS)による回帰分析を行う。したがって、米谷(1995)に則り選定した説明変数に、地方自治体の政策変数と地域特性を加え、被説明変数を出生率として要因分析を行う。

第1節 変数の選定とデータ出典

分析対象は、京都府・大阪府・兵庫県内の市町村のうち、データの欠損のない 86 市町村とする。

被説明変数には 2003 年度市町村別出生率¹を用いる。2003 年度市町村別出生率に関しては、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報企画室保健・福祉地図統計データベースより用いた。説明変数には、前章で紹介した Becker の理論と米谷(1995)に基づいて、女性賃金・住居費割合・教育費割合・男性賃金・待機児童率、および地方自治体の政策変数と地域特性を示す指標を選定する。

子供 1 人にかかる費用が多くなるほど、出生率は低下していく、という考えのもと選定した説明変数が女性賃金・住居費割合・教育費割合である。ここで言う女性賃金は、子供を産むことによる機会費用を表している。機会費用とは、勤労女性が出産・育児のために労働供給を犠牲にした場合に失う所得のことであり、子どもにかかる費用の 1 つである。住居費・教育費については、これらの上昇によって夫婦が望む子どもの数が制限されることから、説明変数として選定した。たとえば、新婚夫婦が将来子どもを産むことを想定してファミリー向け住宅に居住する場合、当然 2 人で居住するよりも広い住宅を選択する。その結果、夫婦のみの世帯に比べて当然住居費は増加するため、住居費は子どもにかかる費用として、夫婦が産む子どもの数を制限してしまう可能性がある。年々増加傾向にある教育費も、同様に子どもの数を減らす効果をもたらしていると考えられる。したがって、女性賃金・住居費割合・教育費割合の 3 つの変数は、出生率に負の影響を与えると考えられる。また、親の所得によっても子供の数は影響を受けることから、男性賃金を説明変数とした。出生経済学上、親の所得が多いほど子どもの数は増えるとされてきたが、Becker の質・量モデルでは所得が多い家計において量よりも質を好む傾向があることが指摘されている。つまり、高所得の親は少人数の子どもに集中して投資を行い、より質の高い子どもを得ようとするのである。そのため、親の所得が出生率に対してどのように影響するかは予測できない。待機児童率は、保育サービスの供給が需要を満たしていない現状を反映するため、米谷(1995)でインフラ要因として用いられていた保育サービスを示す説明変数として選定した。これまで政府は待機児童解消のために様々な努力を行い、待機児童数も減少傾向にはあるが、目立った改善は見られない。これは、現在報告されている待機児童のほかに、保育サービスを望みながらも自主的に諦めている潜在的待機児童が存在していることが原因であると考えられる。待機児

¹ 出生率とは人口千人に対する出生数の割合であり、年間出生数を現在推定日本人人口で除し 1000 倍したものである。本稿では市町村別出生率を見るため、市町村別年間出生数を市町村別現在人口で除し 1000 倍したものをを用いた。

童が多いということは、保育サービスの供給が十分に行われていないことを表している。つまり、待機児童が多い地域は、出生率が低いと考えられるため、待機児童率は負の影響を与えると考えられる。

女性賃金・住居費・教育費・男性賃金に関しては、1999年度の全国消費実態調査に記載されているデータを用いた。住居費・教育費はともに消費支出に占める割合を用いている。待機児童率は、2001年度待機児童数を0～6歳児人口で除したものであり、2001年度待機児童数は総務庁統計局「統計でみる2005年度市区町村のすがた」より、0～6歳児人口はデータの制約上2000年度国勢調査より用いた。

次に我々が独自に加えた変数について説明する。地方自治体の政策が出生率低下に歯止めをかける要因となっているのかを調べるため、政策変数としてショートステイ事業¹とトワイライトステイ事業²を選定した。これらの事業は次世代育成支援の地域行動計画の策定に基づき行われる、地域子育て支援選択事業のうちの子育て短期支援事業として区分されており、このような選択事業を行うか否かは各市町村に任されている。地方自治体が行っている子育て支援事業は数多くあり、国が推進する事業と各地方自治体が独自に行う事業があるが、独自の政策は各地方自治体によりばらばらであるため、統一した基準で比較することが難しい。そこで我々は、国が推進しながらも、各地方自治体に選択権のある選択事業を取り上げることとした。選択事業はショートステイ事業とトワイライトステイ事業以外に、訪問型一時保育事業³と特定保育事業⁴があるが、後者2つの事業は全国的にみてもほとんど行われていない。そこで我々は、地方自治体の政策変数として、ショートステイ事業とトワイライトステイ事業をそれぞれダミー変数としてモデルに組み込むこととした。市町村の政策に出生率を回復させる影響力があるとするれば、この2つの変数はどちらも出生率に正の影響を与えると考えられる。これらは厚生労働省提供による、財団法人こども未来財団「子育て支援短期利用事業の実施市町村」に記載されている2002年度データを用いた。

出生率は上記の要因だけでなく、その地域の特性にも影響されるとの考えに基づき、人口密度と刑法犯認知件数率を説明変数に加えた。人口密度が高い地域は、比較的都市化している地域であるため、人口密度を加えることで、都市環境が出生率に与える影響を考慮することができると考える。都市化が進んでいる地域は、利便性が良い反面自然環境が不足しているため、出生率にどのような影響を与えるかは予測できない。刑法犯認知件数は、治安を考慮するために選定した。自民党女性局立党50年記念事業「子どもHAPPYプロジェクト」第1弾7711人のアンケート調査によると、現在の日本の子育て環境について気になることとして、「治安に不安を感じる」が1位となっている。(図4)このように、出産をするインセンティブを抑制する様々な要因の中でも、治安が悪い地域では特に子どもを産むという意思決定が行われにくくなると考えられる。したがって刑法犯認知件数率は、出生率に負の影響を与えると予測できる。人口密度は国土地理院測図部調査資料課「全国都道府県市区町村別面積調」に記載されている2001年度の面積と、2001年度総人口で算出した。また、人口密度は、分散不均一の問題を解消するため、自然対数を取っている。刑法犯認知件数率は、総務庁統計局「統計でみる2005年度市区町村のすがた」に記載されている2001年度刑法犯認知件数を、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報企画室保健・福祉地図統計データベースより用いた2001年度総人口で除したものである。

以上のすべての説明変数は、被説明変数である出生率よりも過去のデータを用いているが、これは出生行動におけるタイムラグを考慮するためである。

¹ ショートステイ事業とは、保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる事業である。

² トワイライトステイ事業とは、保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業である。

³ 訪問型一時保育事業とは、保護者が病気になった場合などに一時的に児童の居宅に保育士等を派遣して保育を行う事業である。

⁴ 特定保育事業とは、保護者がパートを行っている等により保育が困難な修学前児童に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業である。

第2節 実証分析

以上の説明変数を用いて、出生率低下の要因を探るとともに、地方自治体の政策の効果をみるために以下の分析を行う。分析に用いた回帰モデルは下記のものである。

$$Y_i = \alpha + \beta_1 X_{1i} + \beta_2 X_{2i} + \beta_3 X_{3i} + \beta_4 X_{4i} + \beta_5 X_{5i} + \beta_6 X_{6i} + \beta_7 X_{7i} + \beta_8 \text{dummy}_{1i} + \beta_9 \text{dummy}_{2i} + u_i$$

i = サンプル数(1,2,...86)

Y_i : 出生率

X_{1i} : 女性賃金

X_{2i} : 住居費割合

X_{3i} : 教育費割合

X_{4i} : 男性賃金

X_{5i} : 待機児童率

X_{6i} : $\log(\text{人口密度})$

X_{7i} : 刑法犯認知件数率

dummy_{1i} : ショートステイ事業ダミー

dummy_{2i} : トワイライトステイ事業ダミー

u_i : 誤差項

α : 定数項

このモデルにおいて、OLS による回帰分析を行う。さらに不均一分散の存在の可能性を考慮して、White 修正を行った。修正後の OLS の結果は表 2 に示す。修正後のモデルは以下のように推定された。

$$Y_i = 8.099517 - 0.00000922X_{1i} - 0.06105X_{2i} - 0.07856X_{3i} - 0.00000351X_{4i}$$

$$- 0.05046X_{5i} + 0.707534X_{6i} + 0.527728X_{7i} + 0.591314\text{dummy}_{1i} - 0.57701\text{dummy}_{2i} + u_i$$

このモデルについて F 検定を行う。この場合の帰無仮説は

$$H_0: \beta_1 = \beta_2 = \beta_3 = \beta_4 = \beta_5 = \beta_6 = \beta_7 = \beta_8 = \beta_9 = 0$$

である。

β は各説明変数の係数である。F 値は 9.07295 となり、有意水準 5%、自由度 9、76 の F 分布の臨界値 2.00554 を上回るため、有意水準 5% で F 検定を行うと、帰無仮説 H_0 は棄却される。

第3節 分析結果と考察

分析の結果、出生率には 5% 有意水準で女性賃金、住居費割合がともに負の影響、刑法犯認知件数率が正の影響を与えた。また、政策変数としてはショートステイ事業が 5% 有意水準で正の影響を持つことがわかった。一方で、10% 有意水準では、教育費割合、待機児童率、人口密度が負の影響を持つことがわかった。

以上の結果を踏まえ、出生率低下の要因と地方自治体の政策について詳しく見ていくことにする。まず、女性賃金は出生率に対して負の影響を持った。この結果から、女性の所得が多い地域ほど、女性は出産よりも勤続を選択し、出生率低下に結びつくのではないかと考えられる。勤労女性の出産・育児を可能にするための保育サービスや育児休業などの制度があるにもかかわらず、このような結果となったことにより、現在の保育サービスや育児休業制度では勤労女性に対する援助が不十分であり、少子化に歯止めをかけることができていないのではないかと予測できる。その理由として、第一に保育サービスの質の問題が挙げられる。勤労女性が安心して保育サ

ービスを利用できるようにするためには、保育所の増設に留まらず、より一層質の良い保育サービスの提供を目指していくべきであると考えられる。第二に、育児休業制度の利用しにくさが考えられる。現在、育児休業制度の取得率は上昇傾向にあるが、未だに育児休業制度が利用しにくい環境にあるために、出産そのものを諦めている場合も考えられる。そのような勤労女性の職場環境を改善し、より利用しやすい育児休業制度を創っていく必要があるだろう。

次に、住居費割合が出生率に負の影響を与えたことから、やはり住居費は子どもにかかるコストとして、出生率を低下させる要因となっていることがわかった。また、教育費割合も同様に負の影響を持っており、近年の子供の質を重視する傾向によって教育費が増大し、出生率を下げる働きをしていると予測できる。

待機児童率は出生率に対して負の影響をもった。この結果から、待機児童の多い地域は保育サービスの供給が需要を満たしていないため、出産をするインセンティブを抑制していると考えられる。また、政策変数としてのショートステイ事業が出生率に対して正の影響を持った。このことから、ショートステイ事業は地方自治体の少子化対策として、出生率を上げる働きをしていると考えられ、地方自治体の働きかけ方によっては、出生率を回復させることがわかる。

地域特性に関しては、人口密度は出生率に対して正の影響を持った。これは、人口密度の高い都市部では、出生率が高いことを示している。この結果は我々が当初予測したものとは逆の結果であるが、人口密度については、郊外の市街地など、住宅地でありながら利便性の良い地域でも人口密度が高い。つまり、ある程度都市化した郊外の地域においては、人が住みやすく出生率が高くなるため、人口密度は出生率に対して正の影響を持ったと考えられる。また、刑法犯認知件数率は出生率に正の影響を与えた。つまり、犯罪が多い地域ほど、出生率が高いということになる。この結果も、予測したものとは逆の結果となった。

親の所得として取り上げた男性賃金は、予想通り出生率に影響を及ぼしていなかった。必ずしも家計所得が多いほど産む子どもの数を増やすのではなく、かわりに子供の質を重視する可能性があるためである。Becker の質・量モデルにおいて、親の所得と子供の数の関係は解明されていない。また、政策変数であるトワイライトステイ事業も、残念ながら今回の分析では有意な結果とならなかった。

これらの結果を踏まえて、次章では分析結果をもとに政策提言をしていく。

第4章 政策提言

ここでは、これまでの分析及びその結果・考察に基づき、1. 選択事業「ショートステイ」の拡充、2. 待機児童の解消に向けた政策、3. 子育て家庭を対象とした住宅政策、4. メールマガジンを利用した広報活動の4項目に分けて政策提言を行う。

第1節 選択事業「ショートステイ」の拡充

現在、厚生労働省より市町村に向けて14項目の子育て支援事業が設定されている。そのうちの10項目は必須事業で、残りの4項目は選択事業であり、選択するかしないかはその地方自治体の裁量に委ねられている。選択事業は、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、訪問型一時保育事業、特定保育事業であるが後者の2つの事業については全国でほとんど実施されていなかったため、前者の2つに焦点を当てた。そして、前述の分析結果から、ショートステイ事業は出生率に正の影響を与えていることが分かった。「ショートステイ事業」とは、親の急な病气、冠婚葬祭、出張、他の兄弟の学校や保育所の行事に参加するなどといった社会的な理由で一時的に保育ができない場合、子供を短期間に児童養護施設などで預かるものである。そこで我々はこのショートステイ事業の拡充を提言する。現在国の方針としてもショートステイ事業を行う設置箇所数は2010年には330か所増やすことを目標としており¹、この動きは妥当だと考えられる。

ショートステイ事業の特徴は、特に対象を働いている保護者に限定しているわけではなく、あくまで日常生活を送る上で一時的に保育ができない保護者をサポートしていることである。以前は、このような状況においても保護者は親族に頼むなどして代わりに保育を行ってもらっていたが、核家族化・地域の人々とのつながりの希薄化が進んだ現在、近くに頼める者がいない人も多いため、一定期間子供を預けることのできるこの事業は保護者に安心感を与えると考えられる。よって他に保育を頼む者のいない保護者にとっては、保育を行う肉体的な負担が軽減されるだけでなく、精神的な負担の軽減にも効果があると予測される。加えて、児童養護施設において育児に疲れた母親に対し、一時的に児童を預かることで育児から離れ休養を与えたり、また子育てに関する悩みを聞いてもらったりすることによって近年増加しつつある児童虐待の問題の解決にも資するとも考えられる。

しかし現状として、児童福祉施設の在所児数が増加傾向にあるのに対し、定員は減少傾向にある。平成五年には在所率（在所児数÷定員×100）が77.8%であったものが、平成15年には89.7%にまで上昇している。ショートステイ事業が主に児童福祉施設に預けられることから考えると、これからは実施市町村数の拡大だけでなく、児童福祉施設の充実も平行して推進すべきであるといえる。そのようにしなければ、ニーズが増えても十分に対応できる体制ができないまま、保育所に待機児童が発生しているのと同様に保護者のニーズに応えることのできない単なる絵に描いたもちにすぎない施策となってしまう危険性がある。したがって、ニーズがあればいつでも利用できる体制を整えることが必要である。

¹厚生労働省「市町村地域行動計画に係る子育て支援関係事業の目標値について」参照

またこのようなショートステイ事業の拡大の動きに伴い、事業の広報活動を積極的に行うことも必要である。そのためにはまず広報活動が不可欠である。現在の地方自治体の行う広報活動はいまだ不十分で、ショートステイ事業を知らない家庭も多いのではないかと考えられる。また、ショートステイ事業は国が指定した比較的新しい事業のため、利用する側も事業内容が十分に分からないことが多い。そこで実際に利用した人の声の一部や、預かる児童養護施設の職員からの一言を提供することによって、初めて利用する人でも安心して利用できるよう、できる限りの情報を住民に提供することが必要である。このように事業の広報活動だけでなく、利用しやすい環境作りも行うことにより、制度の有効的な利用を期待する。具体的な広報活動については、後の第4節で詳しく述べることとする。

第2節 待機児童の解消

分析から、待機児童の数は出生率に対し負の影響を与えることが分かった。これは考察でも述べたように子供を保育所に預けたくても預けることができないかもしれないという母親の不安が、出産をするインセンティブを阻害しているのではないかと考えられる。十分な保育サービスが行き届いていないために、働きながら育児をすることが困難な状況が生み出され、いまだに育児と仕事を選択せざるを得ない母親が多いのではないかと考察される。そこで、この待機児童の問題を解決する政策として、以下に二つ提言する。

1. 地域間の連携による保育送迎ステーション事業

まず、地域間の連携による保育送迎ステーション事業を提言する。待機児童数の現状を見てみると、その数が多い大阪府、兵庫県においてもすべての地区で待機児童が発生しているというわけではなく、過疎地区においては定員割れを起こしている保育所もあり、中には在所児数が定員の半数にも満たない保育所もいくつか存在することが分かった。そこで、我々はこの現状を活用するため「地域間の連携による保育送迎ステーション事業」を提言する。現在厚生労働省も推進しているように、既に「保育送迎ステーション事業」を行っている地方自治体はいくつかある。この「保育送迎ステーション事業」とは、待機児童の発生している主に都市部から定員割れを起こしている保育所のある過疎地区へ、児童を送迎することによって保育の全体の需給バランスを整え待機児童を解消するという仕組みである。この事業は、送迎バスの拠点、すなわち保育送迎ステーションを駅前ビルに設けることによって、電車を使って通勤する両親が利用しやすいものとなっている。通勤する際に子供を預け、仕事から帰る際に寄り、子供とともに帰宅する。また、子供を送迎し終えた昼間は、この施設は一時保育の場として利用される。そのようにすることで、週に2、3回パートなどで働く保護者や、また普段は仕事をしておらず育児に専念している保護者でも急な用事において一時的に子供を預かってほしいというニーズにも応えられるようになる。こうして朝夕は郊外の保育所への送迎を中心に、昼間は一時保育の場として利用することで、一日中駅前の保育送迎ステーションが活用出来るのである。この事業を導入すれば、新たに保育所を創設する必要もなく、駅前のビルの一部を借りるだけで行えるので、財政面でも大きな支出なく、待機児童の解消が見込まれる。

しかし、現在行われている保育送迎サービス事業は同一市町村内の送迎にとどまっている。そこで我々は同一市町村にとどまらず、市町村の枠を越え、地域間が連携しあった送迎事業システムの構築を提言する。つまり、保育所の送迎サービス事業をいくつかの近隣市町村の協力によって行うのである。各市の駅前に保育ステーションを設け、そこを拠点として保育所の全体の需給を調節するように、バスで子供を送迎する。ここで必要なバス料金については国が全額補助することとする。現在抱えている待機児童の問題として、待機児童の中には例えばある市とある市の境界に住んでいるような人が、隣の市の保育所の方が近いにも関わらず、自分の住んでいる市内の保育所に行かなければならないということから、自分の住む市の中でも比較的家から近い保育

所の空きを待っている待機児童も存在するのではないかと考える。そのためにも、地域間の保育所の入所をより柔軟にし、待機児童の多い市から近隣の少ない市への移動を可能にすることにより送迎サービスがさらに有効に働くと考え。こうして、保育の需要超過の起こっている地域から、過剰供給の起こっている地域へと児童を送迎することによって待機児童が解消されることを期待し、提言とする。さらにこれに伴い、定員割れを起こしていた過疎地区の保育所も児童が増えることによって、保育所を効率的に運営することができるようになり、保育サービスの質が向上したり、またその過疎地区が活性化したりすることが期待される。ただ、現在保育料については国が出した基準に基づき各市町村が独自に決めており、多くの市町村はその基準よりも低い金額に設定している。またこの額はそれぞれの地域の財政状況も考慮されて決められるため、市町村によって様々である。よって、他の市町村の保育所に入所した場合この保育料がどうなるのかといった問題も発生してくる。そこで、国で保育料を一律化するなどといった方法も考えられるが、この点については今後の課題とする。

2. 事業所内保育施設基準の新設

以上のように、待機児童の多い都市部から過疎地区へと児童を送迎し、保育全体の需給を調節することで待機児童の解消を図ることを提言したが、それでもまだ都市部の特に待機児童の多い地域では十分な解決にはつながらないであろう。そこで、都市部に対する待機児童を減らす施策として、オフィスの一部を使った保育所に対する「事業所内保育施設基準」の新設を提言する。

現在、事業所内保育所は、厚生労働省令を満たしていない認可外保育所に区分されている。認可外保育施設は、国や地方自治体からの補助を受けることができないため、保育料は認可保育所に比べ高くなり、また助成金を欠くことにより、設備やサービスの水準が劣ってしまうという問題点がある。待機児童問題がなかなか解消されない現状を受け、厚生労働省は2002年より認可化移行促進事業を行い、認可外保育所を指導し助成措置を講ずることで、認可化に努めてきた。しかし、保育所の認可基準である厚生労働省令では、認可基準が画一的であるため、現在待機児童が最も多い都市部に保育所を増設することができない。そこで我々は、認可保育所の基準を画一的に設けるのではなく、事業所内保育施設は事業所内保育施設の基準を設け、認可か認可外かを決める必要があると考える。例えば、「認可基準では幼児の保育を行う部屋のほか、調理室および便所があること」とある基準を、「調理室においては同一建物に社員食堂などの調理場があるまたは衛生面が保証された外部委託先があること、便所においては子供用の便所用具を準備すること」と基準を緩和することにより、『事業所内認可保育施設』として認め、助成を行うべきである。そうすることで、保育サービスの質も向上し、保育料も安く設定することができる。また、そのオフィス内の利用者だけでなく、外部利用者でも事業所内保育施設を利用できるような仕組みにすることで、都市部の待機児童の解消につながるだろう。認可外保育施設を一括りにするのではなく、他の認可外保育施設よりも需要の高い事業所内保育施設については、それに見合う基準や補助制度を設け、普及させていく必要があるだろう。また、事業所内に留まらず、社会変化に応じて保育制度や基準の見直しが行われることを期待したい。

第3節 子育て家庭を対象とした住宅政策

分析から、住居費は出生率に対して負の影響をもつことがわかった。そこで我々は出生率回復に向けて、子育て家庭の住居費軽減のための提言を行う。

1. 特定優良賃貸住宅制度の見直し

日本では、様々な持ち家政策に対して借家の居住水準に対する政策はあまりなされておらず、中堅所得層世帯向けの賃貸住宅が不足していた。そこで平成5年に創設されたのが特定優良賃貸住宅制度である。この制度は、民間の土地所有者等が建設する賃貸住宅を公的住宅として管理し、

所得階層の25～50%の中堅所得層を対象に賃貸住宅を供給する制度である。民間業者の建設に際しては建設費助成が行われ、居住者には傾斜型家賃方式という家賃の減額助成が行われる。傾斜型家賃方式とは、入居時の世帯の所得や管理開始からの経過年数に応じて家賃負担が軽減され、入居者負担額は年々一定割合で(2～3.5%ずつ)上昇していくというものである。また特定優良賃貸住宅の管理期間は10～20年でそれ以降は民間賃貸住宅になる。

特定優良賃貸住宅は、「少子化対策プラスワン」において、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進を目標として、活用することが示されている。しかし、実際は平成9年をピークに特定優良賃貸住宅の供給量は減少傾向にあり、特にファミリー向け賃貸住宅が不足している都市部においての供給は、まだ十分であるとはいえない。さらにその認知度の低さは問題であり、そのために少子化対策として十分な効果を発揮しきれていないと考えられる。そこで我々は、特定優良賃貸住宅を有効な少子化対策とするため、2つの提言を行う。

第一に、住宅既存ストックを活用した特定優良賃貸住宅の拡充を提言する。現在この制度は新たに賃貸住宅を建設する際に優良賃貸住宅と認定されるかが決まるのであるが、既存の賃貸住宅でもリフォーム改修などにより一定基準を満たした場合、特定優良賃貸住宅として認定されるような制度の規制緩和も必要である。それが可能となれば、建設費助成の必要はなくなるため、政府の財源面での負担が軽くなり、特定優良賃貸住宅の拡充がより推進されると考えられる。また、活用する既存ストックとして、都心にあるオフィスなどを利用することにより、都市部でのファミリー向け賃貸住宅の不足が解消されるであろう。

第二に、行政側からのさらなる広報活動を提言する。現在、民間住宅管理会社は自社の営業網や住宅情報誌などを利用した特定優良賃貸住宅の広報活動を行っているが、行政側からの広報活動はほとんど行われていない。これでは不動産屋に物件を探しに行くなどの行動を入居者が行わない限り、その認知度を上げることはできない。この制度を知らないまま、住居費の高さや家の狭さからくる不安から出産することを断念してしまう世帯をなくすためには、やはり行政側からの広報活動が不可欠であると考えられる。詳しい行政の広報活動については次節で触れる。

2. 子育て世帯向け家賃補助制度の導入

続いて我々は子育て世帯に向けた家賃補助制度を提言する。

現在、国による家賃補助制度は行われておらず、いくつかの地方自治体で家賃補助制度が実施されているがその対象は高齢者や新婚世帯とするものが多い。そこで我々は「子育て世帯向け家賃補助制度」の導入を提言する。具体的には、子供が1人生まれるごとに3年間家賃補助を行うことで、世帯員が増えることでの費用負担を軽減しようというものである。住宅費に対する政策としては、公営住宅制度があるが、現状として公営住宅は様々な問題を抱えている。たとえば、公営住宅に対する需要は大規模であるのに対し、その供給量は過少であることから、入居基準は満たしていても入居できない世帯が多く存在するという、公平性の問題がある。そのような世帯は住居費が重大な原因となって出産を断念している可能性が大きいいため、特に家賃補助の必要性が高いと考えられる。公営住宅の供給に対し家賃補助は、低所得者を分散して居住させることが可能であり、また居住者は自分のニーズにあった場所を選択できる。さらに地方自治体側からも民間の中古住宅を活用できるため、財政負担も軽減され、これからの地方自治体の住宅政策として有効であると考えられる。

第4節 メールマガジンを利用した広報活動

以上のように提言をしてきたがいずれにしても、事業の認知度を高めることが必要である。そのためにはまず広報活動が不可欠である。政府がいくら施策を拡大したところで、国民がそのようなサービスを知らなければ、施策や制度の目標を達成したとはいえない。現在も各地方自治体のホームページに子育て施策が掲載されていたり、広報誌などによって情報提供がなされていた

りするが、それは住民の自発的な意思によってアクセスして初めて情報が伝わるものである。そのため、特に関心を持つ世帯以外は地方自治体の行っている施策についてそれほど知らない。そこで、我々は地方自治体からの働きかけによるメール配信事業、「子育てメールマガジン」を提言する。この事業は、婚姻届けを市役所に提出してきた夫婦に対し、まずこのメールマガジンの配信を希望するかを任意に選択してもらおう。そして登録した夫婦に対しては、その地方自治体の新婚支援やさらには子育て支援のサービスについての情報を発信する。これまであげたショートステイ事業の中身や、住宅支援施策など、まだ子供のいない世帯に対しても子育て関連の情報も含めた地方自治体の子育て施策を配信する。そうすることで、結婚した夫婦が何らかの要因で出産をためらっているのだとしたら、その不安を地方自治体の支援を知ることによって取り除くことができる可能性が生まれる。また保育所で遊ぶ児童の写真を掲載することなどによって、子供をもつインセンティブを与えることも期待される。またこの事業のメリットは、アクセスを待つホームページとは異なり、個別に情報を配信することによって、住民が地方自治体の施策を知る機会が増える。これまで特に地方自治体の施策に関心を持たなかった世帯も、自動的にメールが送られてくることにより、地方自治体の施策を知り、利用することができる。またこのような広報活動は財政的な負担も少なく、地方自治体の職員の努力によって達成することができる。またメールマガジンについては新婚世帯に限らず、既に子供をもつファミリー世帯や母子・父子家庭にも任意に登録できるようなシステムにし、子育てに関する情報を欲する世帯に広く情報が行き届くものとする。

このようなシステムを構築することで、地方自治体の施策がより広く住民に伝わり、そこから利用される機会が増えれば、住民は個人の負担で子どもを育てていかなければならないという不安が解消され、行政からも支えられているという安心感が生まれる。こうして子育て世帯が地方自治体からのサービスも受けているという実感が生まれて初めて、真の意味で、「子育てを支える地域社会」が実現するのではないだろうか。

第5節 むすび

近年、出生率が低いことは問題視されているが、解決するための有効な政策は未だ打ち出されていない。今後、上記の政策提言を踏まえ、各地方自治体は本腰を入れて、新たな視点で少子化対策に取り組むことが望まれる。より住民に近い存在である各地方自治体が効果的な少子化対策を行うことにより、その自治体内での出生率が回復すれば、やがては国全体の出生率の上昇につながるだろう。

また本稿では、市町村別データを用いた実証分析を行ったが、データ上の制約が多く、統一した政策データや、消費者物価などを手に入れることができなかった。今後、こういった点が改善され、各地方自治体の政策を比較する研究・考察が行われることを期待したい。

最後に、この論文を執筆するにあたって、協力してくださった各地方自治体関係者の皆様、研究者の方々に感謝の意を述べたい。

《参考文献》

- 米谷信行 (1995) 『フィナンシャル・レビュー』大蔵省財政金融研究所
 田中恭子 (2001) 『社会科学論集』埼玉大学 103、87-97
 島崎諭 (2003) 『地域研究』秋田大学経済法科大学 14、13-22
 大淵寛 (1988) 『出生力の経済学』中央大学出版部
 加藤久和 (2001) 『人口経済学入門』日本評論社
 八田達夫 (2005) 『住宅土地経済』56、日本住宅総合センター、1
 山重慎二 (2001) 『一橋論叢』第125巻第6号、一橋大学一橋学会、日本評論社、633-650
 平山洋介 (2005) 『都市問題研究』第57巻第4号、都市問題研究会、71-84
 国土交通省住宅局総務課 (2005) 『住宅』日本住宅協会、2-10
 新井崇 (2005) 『住宅金融月報』642 住宅金融公庫、住宅金融普及協会、15-19
 谷武 (2003) 『住宅金融月報』621 住宅金融公庫、住宅金融普及協会、46-55
 八代尚宏 (2003) 『規制改革「法と経済学」からの提言』、有斐閣 167-175

「厚生労働省 子ども、子育て」

< <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/index.html> >

(2005/9 下旬から 2005/11/12 アクセス)

「平成 17 年版 国民生活白書」

< http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/01_honpen/index.html >

(2005/10/28 から 2005/11/10 アクセス)

「平成 16 年版 少子化社会白書」

< <http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/w-2004/html-h/> >

(2005/10/20 から 2005/11/10 アクセス)

「i-kosodate.net」

< <http://www.i-kosodate.net/home.html> >

(2005/10 から 2005/11/3 アクセス)

「平成 15 年社会福祉施設調査結果の概要」

< <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/03/sisetu10.html> >

(2005/11/5 アクセス)

「社団法人政府資料等普及調査会」

< <http://www.giooss.or.jp/current2/cr050117.htm> >

(2005/11/8 アクセス)

「国立社会保障人口問題研究所」

< <http://www.ipss.go.jp/syoushika/> >

(2005/9 下旬から 2005/11/12 アクセス)

《データ出典》

総務庁統計局 『統計でみる 2005 年度市区町村のすがた』

総務庁統計局 『平成 11 年度全国消費実態調査』

総務庁統計局 『平成 12 年度国勢調査』

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報企画室保健・福祉地図統計データベース

<http://stathw.mhlw.go.jp/mhlw-suga/index.asp>

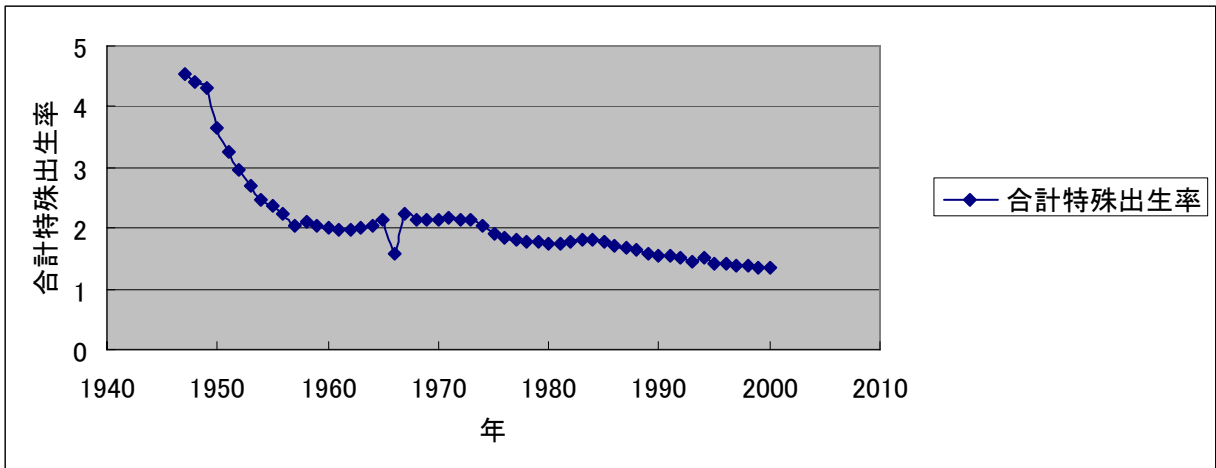
財団法人こども未来財団「子育て支援短期利用事業の実施市町村」

http://www.i-kosodate.net/search/pblc_srvc/shortstay/index.html

国土地理院測図部調査資料課「全国都道府県市区町村別面積調」

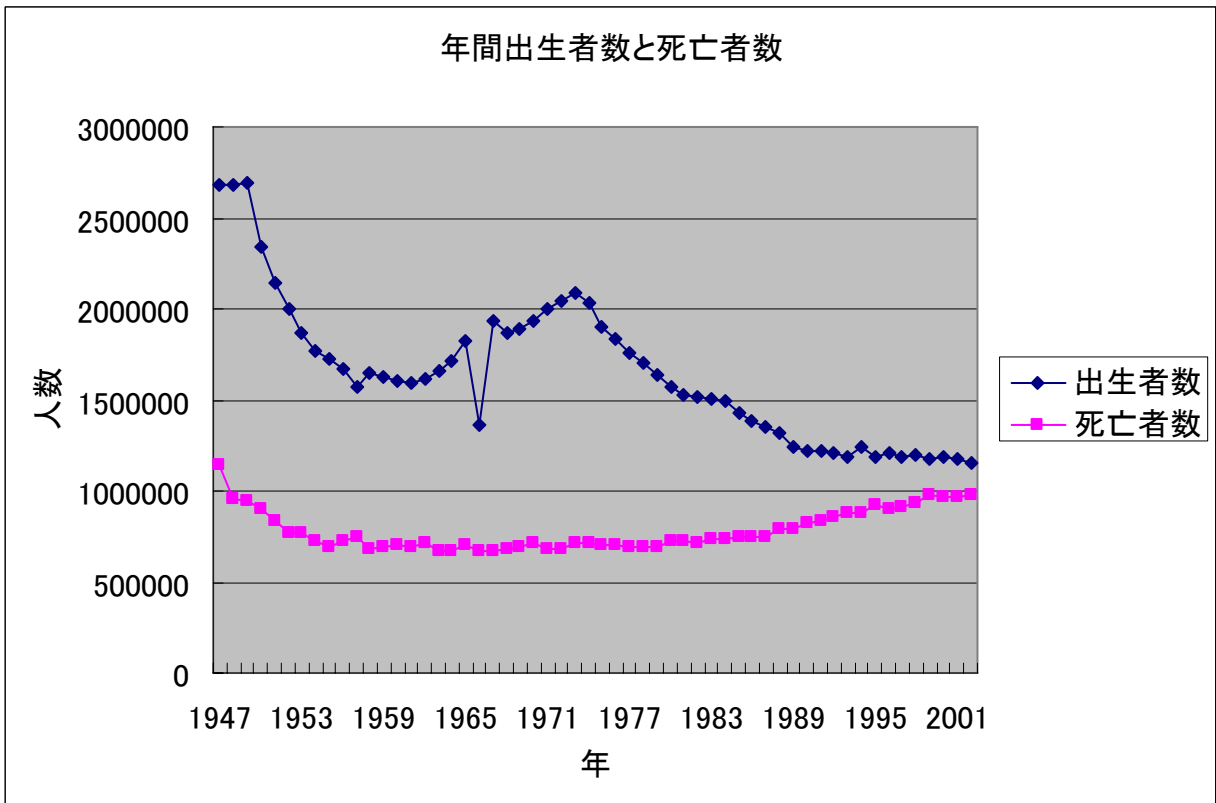
<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOH/MENCHO/200110/ichiran.htm>

図 1：合計特殊出生率の推移



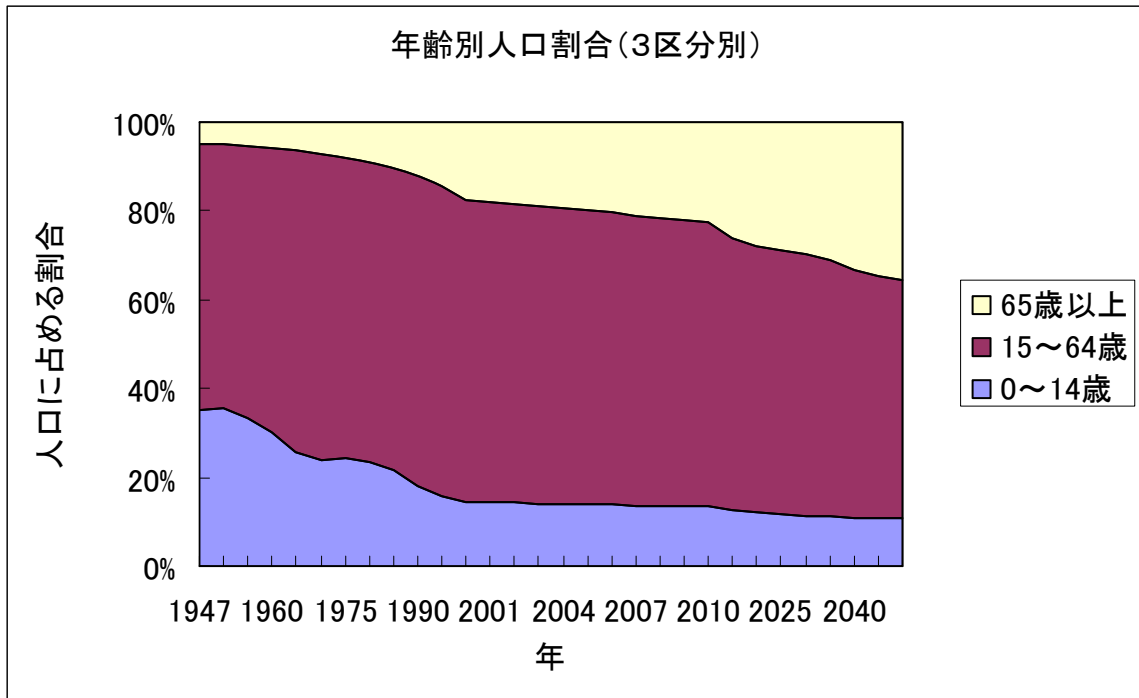
出典：国立社会保障・人口問題研究所

図 2：年間出生者数と死亡者数の推移



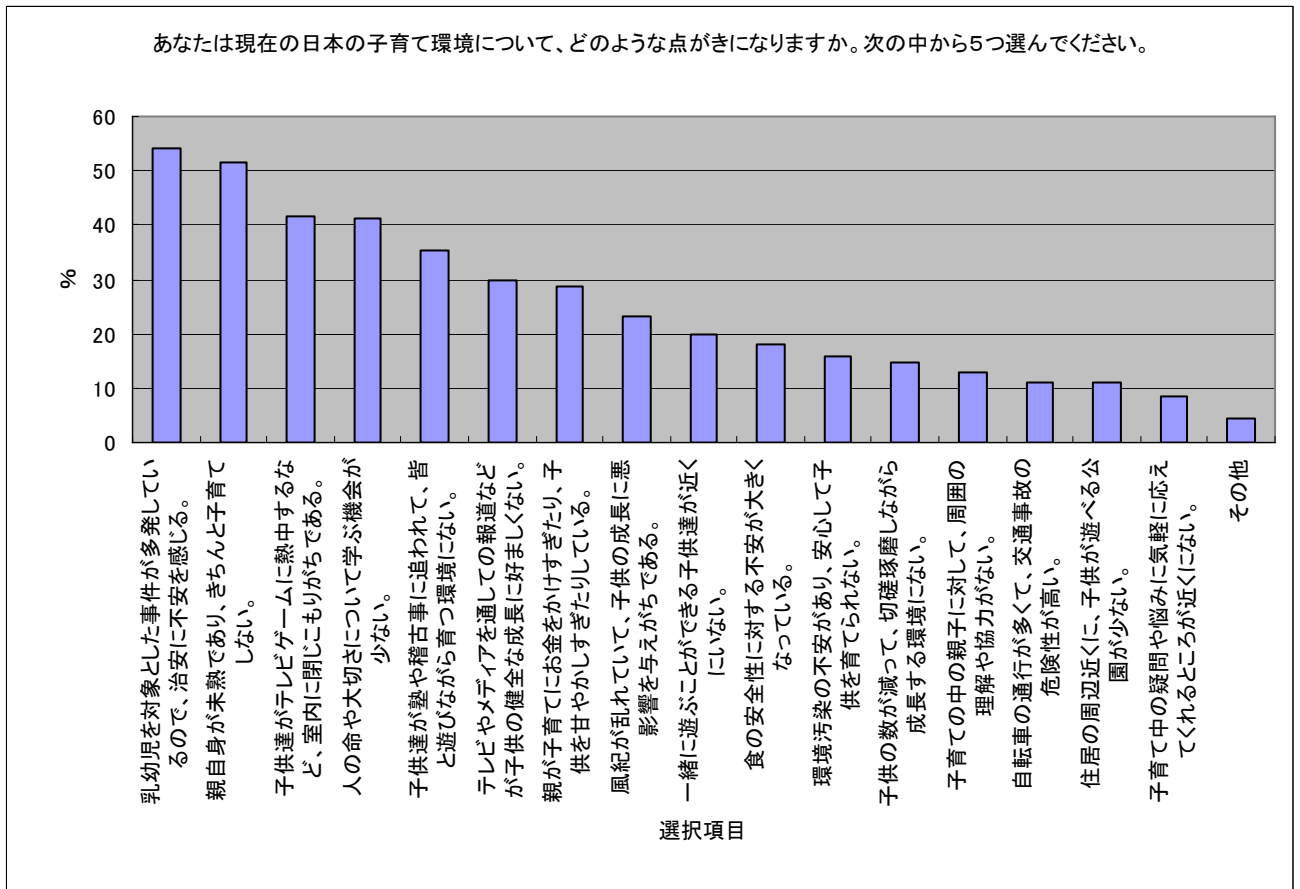
出典：総務省統計局

図 3：年齢別人口割合（3 区分）



出典：国立社会保障・人口問題研究所

図 4：自民党女性局立党 50 年記念事業「子ども HAPPY プロジェクト」第 1 弾アンケート調査



出典：自民党女性局立党 50 年記念事業「子ども HAPPY プロジェクト」

表 1：基本統計量

	平均	標準誤差	中央値	標準偏差	分散	最小	最大	合計	標本数
出生率	8.774592	0.166379	8.8526112	1.5429323	2.38064	4.805915	12.13815	754.61488	86
女性賃金	62011.02	4129.133	46299	38292.003	1.466E+09	11831	184150	5332948	86
住居費割合	5.862224	0.454069	4.8683148	4.2108624	17.731362	0.226456	21.68181	504.15126	86
教育費割合	6.184858	0.291869	6.2411012	2.7066777	7.3261044	0.490235	16.19687	531.89777	86
男性賃金	403042.6	5385.104	400812.5	49939.399	2.494E+09	289665	521410	34661664	86
待機児童率	2.354292	0.466564	0.2027601	4.3267323	18.720612	0	30.82476	202.46915	86
log(人口密度)	3.143559	0.07115	3.3179785	0.6598205	0.4353631	1.202161	4.073276	270.34607	86
刑法犯認知件数率	2.296976	0.103078	2.1798268	0.9559084	0.9137609	0.273549	5.514231	197.53997	86
ショートステイ事業	0.406977	0.053286	0	0.4941518	0.244186	0	1	35	86
トワイライトステイ事業	0.093023	0.031505	0	0.2921686	0.0853625	0	1	8	86

表 2：分析結果

	被説明変数(出生率)		
	係数	t 値	
定数項	8.099517	6.175299	
男性賃金	-0.00000351	-1.247822	
女性賃金	-0.00000922	-2.30316	**
住居費割合	-0.061047	-2.16519	**
教育費割合	-0.078557	-1.822459	*
ショートステイ事業ダミー	0.591314	2.168576	**
トワイライトステイ事業ダミー	-0.577013	-1.660028	
—			
待機児童率	-0.050463	-1.952523	*
log(人口密度)	0.707534	1.945626	*
犯罪率	0.527728	2.00558	**
決定係数(自由度修正済)	0.460853		

**有意水準 5%で有意

*有意水準 10%で有意